

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話(243)0141
21年9月6日

「柔軟な対応で営業実態を認めてほしい」～不備メール解消に向けた懇談～

民商では24日に一時支援金などの不備メール対策交流会を開き13名が参加。最初に野上会長から「営業実態があるのに認めない。全国から苦情が出て無視。諦めないで訴えていこう」との呼び掛けがありました。

不備メールが届いている人は、ほぼ移転したばかりの人。開業届や、現金取引なのに取引先の通帳などを求められ、それに代わる様々な書類を添付しても不備は解消されません。解消しようと電話をかけても全く繋がらず、繋がっても分かりにくい説明ばかり。そして次々と違う内容の不備メールが届きます。

「柔軟な対応で国に認めてもらいたい」と参加者は訴えます。応援に来た役員も、「何としても救いたい。一人で悩まず民商の仲間と訴えていこう」と励ましていました。

続く30日には県連で日本共産党の藤野保史衆議院議員の事務所とリモートで結び、中小企業庁の職員へ懇談・要請をしました。交流会に参加したうち6名が参加し、これまでの経過や不備メールの実態を伝えました。

職員は、現金取引なのに通帳上の入出金を求める事例については、「公共料金の支払いでも代替できる。不正受給を無くするため取引記録を求めている」と回答。開業届の添付に関しても「開業の時期を確認するため、事業開始申告書など公の書類が必要」と回答し、他の書類で代替できるかは検討することに。その他、全く理由もなく不支給の事例や、鮮明な画像を不鮮明として不備にする事例などについては再度確認。最終決定期限が迫っている人については審査を続けるよう求めました。

後日、藤野議員の事務所を通じて解答がきまですが、民商では引き続き対応していきます。



経営対策部・青年部共催ビジネススキルアップセミナー 小規模事業者持続化補助金・事業計画書作成講座

日程

- ・9月16日 第5回スキルアップセミナー
- ※会場は「えんではよこし」
- ・9月20日 子どものためのスマホ教室

8月26日、第4回ビジネススキルアップセミナーが東区プラザを会場に開催され、6名が参加しました。

今回のセミナーは国の制度「小規模事業者持続化補助金」と、その申請に必要な「事業計画書」についての説明で、制度については新商連・青木敦志事務局長が、事業計画書については亀田支部・山本美幸さん（ミシン修理）が講師を務めました。

持続化補助金は「一般型」と「低感染リスク型ビジネス枠（コロナ型）」があり、それぞれの条件や補助額、締切日が異なりますが、いずれも事業計画書の作成が必要になります。

講師を務めた山本さんは実際に申請し補助金を獲得した経験があり、その時の事業計画書をプロジェクトに映し、どうやって作ったのかなど、作成のポイントを説明しました。山本さんは説明の途中で参加者全員に業種や商売の宣伝には何を使っているのかを聞くなど、参加者が自分の商売の内容を話す場面を作り、これが後の交流に繋がった人もいました。

今回の説明を聞いて参加者からは「ダメもとでやってみようと思う。参加して良かった」などの感想が出されました。また、次回のセミナーは事業計画書を参加者同士が意見を言い合い作成できるような内容でどうかと提案したところ「コロナ型を申請したいので、その内容で開催して欲しい」との声があり、次回は9月16日に開催すること決めました。



中央ブロックと西ブロック合同の相談会 「協力金の支給は迅速に」など要望が続々

中央ブロックと西ブロックでは26日、民商会館を会場に第2弾新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(時短)の申請を中心とした相談会を開催。野上昇会長や松本里志副会長を含む15名が参加しました。

初めに野上会長(行政書士)

から「協力金などを活用して何としても商売を続けよう」とのあいさつ。その後、参加者が自己紹介を行い、営業の状況をお互い交流しました。

申請書の作成では松本副会長の進行により参加者が一斉に申請書の記入。二回目の申請は書類が簡単なこともあり、全員が無事に完成させることができました。

参加者からは「直ぐに申し込みが出来て本当に良かった。厳しい状況が続いているので直ぐに支給して欲しい!」など、行政に対する要望が出されました。

時短協力金(8月10日〜23日まで分)の申請受付期間は9月30日までとなります。次回は9月9日1時から第2弾を開催します。

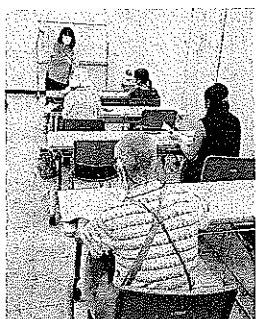
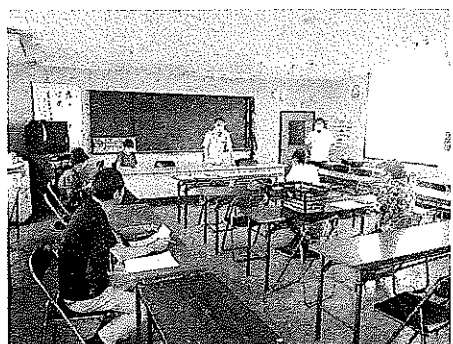
北東ブロック(東区・西区)で相談会を開催 みんなで感染症拡大防止協力金申請書を作成

北東ブロックでは27日、東区プラザにて新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金と月次支援金の相談会を開催し、4支部から8名が参加しました。

拡大防止協力金は初めて申請する人と二回目の申請の人とで、それぞれ分かれて相談を進めました。

二回目の人は手続きが簡素化されたため、申請書と添付する写真の確認をして終了。お互いの営業時間などの交流がされ「仕事上がりのお客さんが多く、店を早い時間帯から開けてもほとんど来ない」「いつもならお客が多く入るといふ時間に店を開けるため、一日にお客さんは一人か二人」など困難な状況が出されていました。

時短営業の期間は9月6日まで、今回は8月23日までの申請です。北東ブロックでは9月9日に、次の申請に対応した相談会を開催します。



「月次支援金で相談できる場所を探していた」 亀田支部の地域の飲食店へ訪問行動

亀田支部役員会では感染症禍で地域へのチラシのポスティングを続けてきました。「次は対話してみよう」と話し合わせ、26日の夕方に訪問行動を行いました。当日は2組に分かれて行動。渡部副会長と黒井支部長の組では、いつも渡部副会長が訪問していることもあり反応は上々。すんなりと対話が進みました。また松本副会長が訪問した亀田駅前でも「チラシを何度も見えていますよ」と、この間ポスティングしたチラシへの反応が出されました。



訪問の中では「商工会でも相談に乗りますよね」というお店も。しかし「月次支援金も相談できますよ」と返すと、「月次支援金は商工会では話が出ない」と相談会への参加を検討してくれることに。また今年1月に開業した飲食店では「いつもチラシを見ていて自分も該当するのか悩んでいた」とのこと。改めて申請書類を届けて相談会への参加も訴えることとなりました。

この行動で黒井支部長は「訪問の反応を見て、今までチラシ配布してきたことが無駄ではないことがわかった。これからも対話が続けて、一人も取り残さない運動にしていきたい」と抱負を語っています。

3支部合同で記帳会をのぞいて 山ノ下・東山ノ下・太平支部

中地区では24日、まちづくりセンターを会場に3支部合同の記帳会を開催しました。参加者は太平支部1名、山ノ下支部2名でした。この記帳会は山ノ下支部の会員の「記帳を覚えたい」という一言がキッカケ。山ノ下支部役員会で東山ノ下支部と太平支部にも声を掛け開催にいたりしました。

参加者は法人や個人の青色など様々。決算を控えている会員からは、税務署に提出する添付書類も自分で作成したいとの要望も。書類作成のソフトの紹介をし、それを活用し記帳会で作成しようということになりました。

また「簿記の資格をとりたい」という声もだされ、まずは民商で作成した簡単なテキストに取り組みことになりました。

次回の開催も同じ会場で9月21日午後2時から4時まで開催します。

